

す。その機会に鈴木法相を呼んで聞く
というようなことにいたしたらいかがか
委員長

吉川末次郎君

き考慮ありたいとの諸願。

(第二部)

第一回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第十四号

(四五八)

- 付託事件
- 地方分権の確立に関する陳情(第二十三號)
 - 經濟緊急對策中、料理飲食店の措置に関する陳情(第二十九號)
 - 料理飲食店の措置に関する陳情(第三十五號)
 - 料理飲食店の休業に伴う藝妓營業に對する措置に関する陳情(第三十七號)
 - 地方自治連盟の即時解散に関する陳情(第三十九號)
 - 地方分権の確立に関する陳情(第五十四號)
 - 特別市制實現に関する陳情(第一百十三號)
 - 地方公共團體職員の給與に関する陳情(第一百二十二號)
 - 地方公共團體職員の暫定加給國庫補助その他に関する陳情(第一百三十五號)
 - 特別市制施行反對に関する陳情(第一百三十七號)
 - 特別市制實現に関する陳情(第一百五十四號)
 - 特別市制施行反對に関する陳情(第一百五十七號)
 - 特別市制施行反對に関する陳情(第一百六十五號)
 - 特別市制施行反對に関する陳情(第一百八十號)
 - 特別市制實現に関する陳情(第一百八十六號)
 - 特別市制實現に関する陳情(第一百八十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百九十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百九十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百九十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百九十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百零二號)
- 兵庫縣武庫郡の取扱いを都市同様とするに關する請願(第二百二十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百二十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百二十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百三十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百四十號)
- 地方公共團體職員の給與に関する陳情(第二百四十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百四十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百五十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百五十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百五十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百五十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百五十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百七十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百七十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百七十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百七十九號)
- 特別市制施行反對その他に關する陳情(第二百八十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百八十六號)
- 地方官公廳職員待遇改善費國庫補助に關する陳情(第二百九十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百九十三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百九十七號)
- 地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 地方自治法の一部を改正することに關する陳情(第二百八十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百九十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百九十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百九十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百零二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百零六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百零七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百一十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百一十四號)
- 町内、部落會廢止後の措置に關する陳情(第三百八十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百九十六號)
- 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第四百一十一號)
- 料理飲食店營業の即時開業等に関する陳情(第四百六十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第四百七十三號)
- 地方分與税の追加分與増額その他に關する陳情(第四百九十四號)
- 警察行政權の市長委譲に關する陳情(第四百九十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第五百零四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第五百一十五號)
- 料理飲食店營業の即時開業に關する請願(第四百三十五號)
- 昭和二十二年十一月七日(金曜日)午前十一時十五分開會
- 本日の會議に付した事件
- 地方自治法の一部を改正する法律案
 - 委員長(吉川末次郎君) それでは委員會を開會いたします。前會に引續きまして政府より提出中の地方自治法の改正案に對する一般質疑を續行いたしたいと思ひます。
 - 羽生三三君 一般的なことではよくとお尋ねしたいと思ひます。この提案理由の説明を拜見いたしますと、地方自治體に對して財政自主權を擴充するやうにいわれておるのであります。確かにこの改正案の中に地方起債に關する法制的簡素化や、或いはその他いろいろな點が含まれておりますけれども、今後の見通しとしまして、現在の地方財政、地方自治體に對する財政交付金を尙相當期間繼續される意思があるかどうかをこれを承わりたいと思ひます。この前私一度承わつたことがあるのでありますが、地方自治體に財政自主權を與えまして、中央の財源と別個にそれ、自主的な課税方針を取るやうにいたしましたも、若し財政交付金が急速に打ち切られるやうな事態が生じます場合に於きましては、當該市町村或いは府縣等におきましては、豫め力の弱い自治體においては殆んどその運営が不可能になるといふことは申上げるまでもないと思ひます。従つて若し當分期間、財政交付金が繼續されるものとしたならば、私は質問は大して問題にはならないのであります。若しお答えによつて近い機會に財政交付金が整理されるやうな段階に立ち到るとすれば、重ねて又お尋ねすることが幾つかあるのであります。ちよつと、お尋ねいたします。
 - 政府委員(林敬三君) 御承知のやうに地方自治を確立強化するための大きな筋をいたしましては、制度を地方自治的にすることが一つ、それから人事を中央から切離すことが一つ、もう一つは財政を切離すことですが、獨立させる、この三つが大筋だと思ひます。その中の前二者についてはすでに日本の國の中の憲法との脱み合せとしての制度としては、先づ、最小限度というところまで行つておるのではない

ないか、これは非常にむずかしいこと
ではありますけれども、もう思い切

が、主たる問題は分限税のことです
が、これは現在よりは分限税の持つ幅

金的なものというものは、結局残され
るのではないか。かような考えを私は

ものは、政府が握つておることになる
と思ひますので、恐らく末梢的なもの

な方策が取られるべきものであるとい
うように考えております。

○政府委員(林敬三君) 只今の御所論
は、全然同感でございます。政府とい
たしまして、又今後若し委員会とい
うようなものが設けられずとも、
今後における運営の基礎というも
のをそこにあると思ひます。尚餘議を
申し上げれば、私個人としまして、
半年前より島根県におきまして、
その職のことは具さに拜見してありま
す。十分留意してやりたいと思ひま
す。

○岡元義人君 只今重複いたすことに
なるかも知れませんが、現在通り當分
の閣議可を要するものとする、こう
いうような案で行くのでありますが、
實際はいま地方自治體そのものは今が
一番この問題に關心を拂わなければな
らん時が來ておるといふことを強く
申し上げたい。というのは丁度新制中學
の問題もありまして、このまま放置し
て置けば、結局町村が持つておる財源
というものは、殆んど町村有林が主な
のです。先の關東大水害におきまして
もよく分つてゐる筈であります。あ
んなものじやなくて、大體的にまことに
伐採をば開始しようと、止むを得ない
といふところまで來ておる實情にある
時に、この地方自治法の改正で一番問
題になりますのは、やはり先の議員が
言われましたように地方財政、これに
非常な關心をもつておる。だからこの
問題につきましては、見通しといふ問
題について御説明がありましたけれど
ども、私は今申し上げましたように非常
に切實なものである。これに對して大
體の期日、その他に對するはつきりし
たことはお考えになつておらないのか
といふことをば一應御説明をお願い
いたします。

○政府委員(林敬三君) お話のように
現在地方自治體は財政問題において、
最も切實なる問題に直面しておること
は私共も全く御同感でございます。そ
の憂を同じくするところでございます。
總價、財政の本をなします起債
の問題にしまして、それから歳入の方
の問題にしまして、それから歳入の方
の問題、それから歳出の方において今お
話がありました、教育制度に關する
歳出、それから一番大きな分野をなし
ておりますところの職員費、教員に對
する俸給、さういふもの千八百圓
ベースの維持、さういふようなこと
については、何とかして、このところ地
方自治體が切り抜けて行くといふよう
なことに、政府としても最大の今與え
られた國家が破綻に瀕しておる財政狀
態において許される最大限の努力を
いたすわけでございまして、職員費の
不足といふ點は、大體今度追加預算案
に計上されております八十億の分限税
の追加といふことを以てこれを賄ひ、
又諸物價の値上りといふものは一部分
のものは、その分限税で賄ひ、又その
他の住民税、その他における基準の引
上げ、或いは諸般の地方獨立税の増徴
といふようなことにおいてやり繰りを
やつて參つておる。それでも實際のと
ころ、あの教育制度といふものを完全
に實施する、或いは完全でなくても不
完全でも最小限度實施するには尙足り
ないものがあつて、各自自治體がいわ
ゆる四苦八苦の苦心を重ねておられるこ
とを存するわけでありまして、そこで今
後のこの財政の一つ思ひ切つた地方分
限の、更に一段進んだ改革案といふも
のにつては、もう早急にこれは立て
て行かなければならんと存じますし、

この國會において若し地方財政委員會
法案といふものができましたならば、
それから後でできるだけ早い機會にこの
委員會を成立させ、委員會において日
夜検討して、できるだけ早い機會にも
つと地方の財政を自主的に健全化して
行く、さういふ方向に向つて相當思ひ
切つた法案を出さなければならんと存
するものであります。ただこの問題の基
礎は、お話がありますように國も辛
い、地方も辛い、地方を裕福にして行け
ば國はそれだけ苦しくなる。國が餘計
取れば、地方はそれだけ苦しくなる
といふような、さういふものを中央、地方
で或る意味において取り合ふと言いま
すか、さういふ状態でありまして、片
一方が出れば片一方はそれだけ被害を
蒙むといふような現在の状況におい
て非常に苦しい作業だと存じます。併
しそれでも尙且つまだ私共は共につとそ
を自主性を強化して行くと共に、まだ
から自主性を強化して行く途は、まだ
まだ残されておると思ふのでありま
す。大體これはいつ頃やるかといふ問
題でございますが、なか／＼大問題で
ございまして、明確にいつやるか
といふことは私一存では申し上げられ
ないところであり、恐らく政府全體に關
して直ぐに結論は出ないと存じま
す。ただ若し私の今知り得るところの
あらゆるいろ／＼な情勢といふものか
ら判斷いたして行きますならば、いわ
ゆる來年の二、三月頃まではこれは
出し得るやうに政府としては最善の努
力をなすべきものだと思つておりま
す。恐らくそのつもりで、きつと政府
全體も努力することだと存じておりま
す。ただこれは中央と地方の行政の配
分といふやうな根本問題も一つつか

らんでおりますので、それらの見極め
をつけて、そしてそれに即應する財政
といふものをどうやつて行くかといふ
ことをやつて行くべきものである。政
府としての努力の目標としては當然明
年の二、三月の頃にはお出しなけれ
ばならないといふやうに考へべきだと
思つております。

○岡元義人君 今の御説明でよく分り
ましたのであります。私が危惧する
のはすでに述べたように、私共が危惧する
か。背後に腹は代えられないといふやう
な行詰つた實情にあるといふことを強
く御認識して頂くと共に租税がもう底
を突いておる、これ以上町村は負擔に
堪えられないといふのが私は實情だと
思ふのであります。私約一週間に亘り
まして九州の田舎をこの休會中を利用
して廻つて参りましたが、殆んど底を
突いておる。これを賄ふものは結
局町村自治體が或る程度の企業に著手し
て、さうして町村民の負擔をば少しし
て軽くするといふやうな手を打たない
限り全く更生の途はないじやないか。
今國全體としての脱糞合せといふこと
を特におつしやつたやうであります
が、それであればある程さういふ問題
は大英斷を以て私はやつて頂きたい。
でない限り木も伐られてしまふでしよ
う。恐らく伐らざるを得ない實情にあ
るのでありますから、さういふこと
ををよく含んで頂きまして、この問題
に關する限りはもつと速かに、そして
英斷を以て斷行して欲しいといふこと
をば特にお願ひして置きます。

○政府委員(林敬三君) 今お述べにな
りましたことは私も全くその通りだと
思ふのであります。政府としてはその
おつしやつた方向で最善を盡してやつ
て参りたいと存じます。現在一つ／＼
の町村についてはいろ／＼實情を私共
のところへ訴えて來られて、今の
やうにもう伐つてしまふかどうかい
やうな境目の所に来ておるものもあ
ります。租税も非常に納税が苦しくな
つて來ておるといふことも私共非常に
心配してゐるわけでありまして。ただ國
全體から見ますと、私は決して樂觀も
何もいたしておりませんが、國全體と
言いますか、全國の府縣市町村とい
うものの總計をしましたやり繰り状態と
いふもの、總計論で参りますと、全體
を計算して私共のところでもいろ／＼
收支を付けておるわけでありまして。そ
れで行きますと先ず八十億の分限税の
追加と、それから後若干の税金その他
の地方税の増徴といふことで先ず
先ず不足勝ちではあると思ひますが、
收支をどうやら今のところ償つて行け
るという計算に相成つております。併
し決して十分でなければ、一々の町
村にしたらもつと切實なものが出來て
來ると思ふのであります。取敢えずの
ところは國としての努力はそれを以て
この場を凌いで、そして次のできるだ
け早い機會にこれに對する財政の自主
化といふ問題の作業を終了したい
と思ひます。さういふことをやつて参
ります間に個々により／＼な直ぐ解決
でありますとか、いろ／＼な直ぐ解決
しなければならぬ問題も出て來ると
思ひますが、さういふときは大藏當局
と折衝をいたしまして、そのとき／＼
において必要な手を打つやうに努めた
と思つております。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質疑
はありませんか。小野さん、この
間まだ残つていたんじやないですか。

○小野哲君 前回私から主として地方公務員制度の問題と地方行政機構との問題について質問いたしました。政府委員から御答弁を得たのであります。が、それに關聯いたしました、特に地方公務員の問題について所見を伺つておきたい、かように思うのであります。先程も地方財政との關聯において、職員費の問題が政府委員からお話がございましたが、正しく地方自治體の財政の中で人件費の問題は非常に大きな負擔になりつづつある。然るにこの地方分權、言い換えれば地方團體を強化して行くという點から申しますと、いと、それ／＼の自治體において、その財政と税み合せをして職員費の負擔を考へて行かなければならない、これが地方財政から見た一つの制約であると思ひます。然るに一方におきましては、労働組合の關係から申しますと、高きにつくこととする傾向があるがために、地方財政と關係なしに相當の負擔となればならない、というやうな客觀的な情勢が出来るわけでありました。従つて今回この地方自治法の一部を改正して、公務員制度を確立されることになるのであります。が、やゝともいたしますと、地方自治の強化というものが勿論中央政府の干渉を排除して行くというには必要であり、特、公務員給与或いは能率というやうな點から申しますと、これは國家公務員と地方公務員とは理論的には區別ができて、實際は區別してはならないものではないか、かやうな點を考へまして、例えば具體的に申せば、制度自身は法律を異にし、又性格も違つておるといふ點もありましよう。

うけれども、その運用の上において、從來のやり方のみを踏襲することは避けなければならぬが、適當なる人事の交流を行つとか、その他給與等の點につきまして、地方財政との調整においてどういふふうに行つて行くことが適當であるかということについては、事務能率の増進とも關聯して、私は重要な問題ではないかということをお心配するものであります。従ひまして今後一體國家公務員と地方公務員との間におきまして、人事行政においてどういふやうな處置を採らうとされておるか、この點につきましても政府の所見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(林敏三君) 地方の自治體と運営いたしましたために、一番一つの大切なことはそれを、運営する人の問題であると思ひます。昔から地方行政は特に人にあり、この等の人材、特に地方といふものは中央からは一段低い職員であるといふやうな、やゝもすれば從來ありましようやうな觀念を一切拂拭して、そうして元氣に或る程度の誇りを持ち、そうして能率を上げて行く、ということには是非地方自治を發展させる上において必要なことだと存するものであります。今お話がございましたところ、いづれも私は全く同じ考へでございませう。それで地方職員に對する、地方團體の職員に對する公務員制度というもののつきましては、過日も御質問があり、又現在法律案として御審議を願つております。至急地方團體に對する公務員制度というものを確立する、そして遅くも四月一日までにはこれを成立させ實施するといふ背水の陣を布きましてやるということに、こ

の法律の中にこれを明記したわけでございます。これにつきましては、過般も申上げまして、やや重複になりましたが、恐縮であります。これを今後はどういふことをやるという目標をつけて、實は事務當局で議論をやつてゐる最中、ございまして、この次の國會にこれを提出する、必ず提出する、どういふつもりで、法律の中にもこの次の國會に出して四月一日までに作り上げるというつもりで書いておきます。従つていかなる措置を取らんとするということ、その内容を確定いたしました上で御審議をお願いしたい、又お話も申上げたと思ひます。ただ私が今作案中にいろいろ／＼局員の諸君、その他の方といふ／＼議論をやつておるのではありませんが、今もお話がございましたやうに、やはり適當なる人事交流というものは國れるやうにしなければならぬ、地方は地方らしい特色を持つた公務員といふものを作り上げることも必要でありますけれども、餘りにそれに拘泥し過ぎて、いわゆる有爲な人材といふものを廣く求めることを忘れてしまつて、普通の言葉で言へば、井の中の蛙みたいなになつてしまつて、一向進歩性がない、こゝろがうことになつたら、地方自治の退歩を來すことになつて、これは私の最も憂へる問題だと思ふのであります。お話のように中央が餘り干渉して、こゝろのやうなことをポストに入れるといふことを餘りやるのはいけないと思ひますが、中央と地方が一つの美しい調和を持ちながら、中央の空氣を吸つた人も地方の行政に携わり、地方の實情を知つて人が中央に入つて中央の仕事に携わるといふことも、いわゆる適切な人事交流といふものは、その制度の中で行われるやうにしなければならぬ。又地方公務員法といふものを作るゆゑのものの狙ひは、一つはそこにあると思ひます。でありまして、これを放任したして置きますと、どうしても交流がしにく、殆んど同じやうな法律を作つて、同じやうな資格と、同じやうな訓練を作つて置けば非常な交流がし易くなるのじやないか、これによつて地方の人事の中にも新しい血が導入されて活潑な伸び方をして行くのではないかと、かやうな考へ方を持つておるのであります。それに今後の作業について特に注意をして行かなければならぬ、一つは、やはり御指摘の通りであります。これは給與の問題であります。地方は放任をいたして置きますと、地方は地方で隨意にやつたらいいじやないかといふ美名の下に、結局財政の負担な地方では給與が黒くなつて、従つて劣等觀を抱き、又どうしても人が落ちて來る、こゝろが結果にもなつて來て、同じ公けに對するサービスも以て事とする、主たる義務とするところの國の官吏と、地方の團體の公務員といふものの間に、その間に何ら給與においても差別をつけるべきものでないと思ひます。勿論東京に勤務しておるものと、それは極く田舎に、片田舎で農業をやつたが勤めておる人との間に地域給の差はあつてもいいと思ひますが、東京に勤務しておる官吏と、東京に勤務しておる官吏との間、地方の田舎に勤めておる官吏との間、田舎に勤めておる官吏との間、その間においては何ら差があつてはいけない、かやうに考へるのであります。

いふものは、その制度の中で行われるやうにしなければならぬ。又地方公務員法といふものを作るゆゑのものの狙ひは、一つはそこにあると思ひます。でありまして、これを放任したして置きますと、どうしても交流がしにく、殆んど同じやうな法律を作つて、同じやうな資格と、同じやうな訓練を作つて置けば非常な交流がし易くなるのじやないか、これによつて地方の人事の中にも新しい血が導入されて活潑な伸び方をして行くのではないかと、かやうな考へ方を持つておるのであります。それに今後の作業について特に注意をして行かなければならぬ、一つは、やはり御指摘の通りであります。これは給與の問題であります。地方は放任をいたして置きますと、地方は地方で隨意にやつたらいいじやないかといふ美名の下に、結局財政の負担な地方では給與が黒くなつて、従つて劣等觀を抱き、又どうしても人が落ちて來る、こゝろが結果にもなつて來て、同じ公けに對するサービスも以て事とする、主たる義務とするところの國の官吏と、地方の團體の公務員といふものの間に、その間に何ら給與においても差別をつけるべきものでないと思ひます。勿論東京に勤務しておるものと、それは極く田舎に、片田舎で農業をやつたが勤めておる人との間に地域給の差はあつてもいいと思ひますが、東京に勤務しておる官吏と、東京に勤務しておる官吏との間、地方の田舎に勤めておる官吏との間、田舎に勤めておる官吏との間、その間においては何ら差があつてはいけない、かやうに考へるのであります。

す。そういう點からも、この地方公務員制度といふものはやはり作るゆゑがあるのではないかと思ひます。お話の點は法案の中に十分盛り入れてやつて参りたいと思ひます。(同感)と呼ぶ者あり。

○小野哲君 只今政府の委員の御答弁で了承したのであります。幸い國家公務員法も施行されまして、臨時人事委員會も成立しております。今日でありますので、臨時人事委員會におきましては、恐らく職階制その他の具體的な問題を取り上げることになると存じます。で、只今私からも質問いたしました内容、亦政府委員からお答えのありました内容等を十分に取り入れられまして、臨時人事委員會とも緊密な連繫の下に、よろしく地方公務員制度の案ができましたやうに格別なる御努力をお願いいたして置きたいと思ひ次第であります。

○政府委員(林敏三君) 今小野さんのお述べになりましたお言葉を十分拜承いたしました。そのお言葉の通りに努力いたします。

○委員(吉川末次郎君) 他に一般に御質問がなければ、逐條審議に入りたいと思ひますが……。

○岡本愛祐君 委員長も一つお尋ねいたしますが、この案の中に地方公共團體の中には圖書館を設けることがでるというやうなことを言われてゐるのですが、こゝまで漸進的に進んで來たことに對しては非常に私は喜びに堪えないのであります。もう一步前進して頂いて、實際に地方で只今青年團という一つの組織があるのですが、この青年團の組織に對して非常に漠とした指示の下にこれを編成されておつ

自由と自律といふものを認めて、そ
二十數年前には中央も、縣も、市町村
十。

の青年團の組織に對して非常に漠とした指示の下にこれを編成されておつ

二十號午前には、青年團の動きについて強力な指令を出したり、或いは財政で、僅かな補助金をくれるために青年の自治的動きを全く拘束したために、これに反撥するいわゆる青年自治化運動を展開したわけであります。最近におきまして、先程前議員からお話がありましたように、青年の動きについて何等か独自の啓蒙の示唆を與えた方がよいのではないかという動きは確かにありますが、併しこれはそれをやりますという、全く青年の自治化を損うので、戦時中の統制を再現する危険性があると思いますので、私は地方局長の答えられた方針を進めることを希望いたします。それから圖書館は各村にできることは非常に結構でありますけれども、又現に公民館運動が盛んになつて、政府の原案にこれは盛られなくても、この運動は除々に起つております。そういう面で公民館なり、當該府縣市町村自治體に作られる圖書館なりの、或いは青年團の圖書室等の施設の點で、今お話しになつた文化的の面のの擴張、昂揚は期せられると思うのであります。地方局長のお答のように進めて頂きたいと、こういうふうに考えるのであります。

○委員長(吉川末次郎君) 十二時になつたようでありますから、一應休靜いたしましたと思いますが、先般もお話申し上げましたように、速記能力が非常に缺乏いたしておりますので、引續き逐條審議に入りたいと思つておりますが、速記は或いはできないかも知れませんが、そのように一つ御了承願ひたいと思ひます。これで散會いたします。

羽生 三七卷
村尾 重雄君
奥 主一郎君
大隈 憲二君
黒川 武雄君
青山 正一君
岡本 愛祐君
岡元 義人君
小野 哲君
柏木 庫治君
阿竹齋次郎君

政府委員
内務事務官
(地方局長) 林 敬三君

(58)

昭和二十三年三月二十三日印刷

昭和二十三年三月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局